

## 知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境センター 整備事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

### 1 全般的事項

- (1) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。
- (2) ごみ処理施設の処理能力については、知多南部広域環境組合の構成市町の協力を得て廃棄物の更なる排出抑制に努め、適切な能力とすること。
- (3) 事業実施区域近傍で開発事業が計画されていることから、予測の実施に当たっては、当該事業に係る環境影響についても可能な範囲で考慮すること。
- (4) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

### 2 大気質

- (1) 微小粒子状物質については、現地調査により地域の状況を把握するとしているが、準備書作成までに予測手法が確立された場合には、予測及び評価を行うこと。
- (2) 水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）が公布され、廃棄物焼却設備から大気中への水銀の排出が今後規制されることから、可能な限り水銀の排出抑制に努めること。

### 3 土壌

事業実施区域の北側隣接地において土壌汚染が確認されていることから、土壌環境の現地調査については、掘削工事を行う区域において詳細に実施し、汚染が判明した場合には、汚染の拡散防止のための適切な措置を講じること。

#### 4 動物、植物、生態系

- (1) 現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導、助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。
- (2) 緑地の整備計画の検討に当たっては、地域の生態系に配慮しつつ、緑地の創出に努めること。

#### 5 廃棄物等

焼却灰については、資源としての有効利用を積極的に検討するとともに、処理方法を準備書で明らかにすること。

#### 6 温室効果ガス等

より高効率の廃棄物発電設備の導入や積極的な余熱利用を検討すること。

#### 7 その他

- (1) 準備書の作成に当たっては、方法書に対する住民等の意見を十分に検討すること。
- (2) 準備書は専門的な内容が多く、かつ、膨大な図書となる可能性があることから、その作成に当たっては、わかりやすく簡潔なものとなるよう配慮するとともに、使用する用紙等についても環境に十分配慮したものとすること。